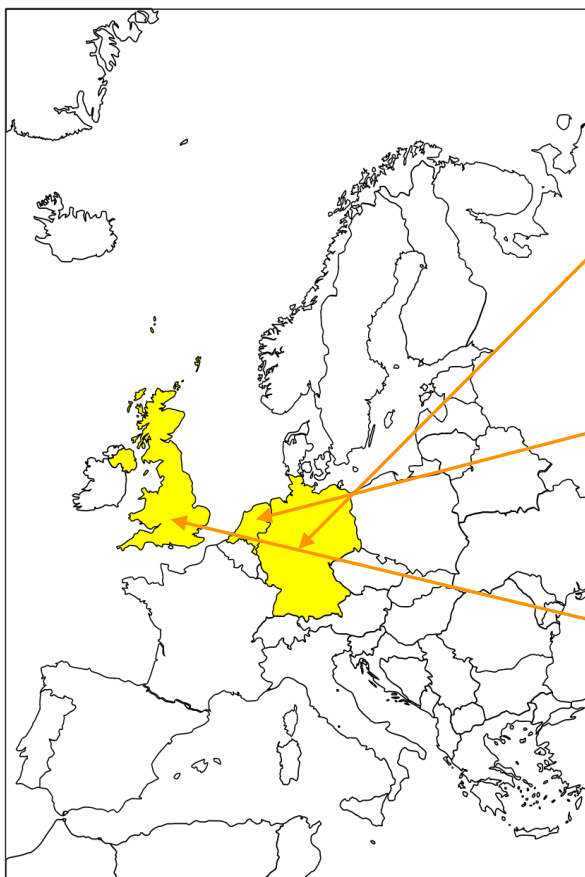


# 訪問三カ国と概要



ドイツ

Diakonie Dusseldorf (養護施設)  
領事館



オランダ

外務省、健康・福祉・スポーツ省  
尊厳死協会、シャボット・あかね氏  
Jeugdformat (里親ケア)、大使館



イギリス

Lumos (児童養護)、教育省  
TFN (児童養護)、上鹿渡教授  
FRG (児童養護)、大使館

## アポイントメント先

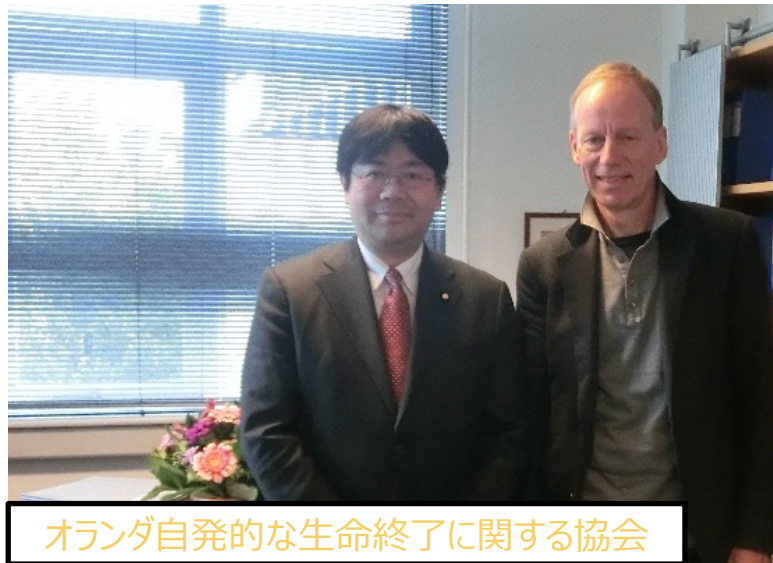
# 安楽死・尊厳死



オランダ健康・福祉・スポーツ省



シャボット氏よりブリーフィング

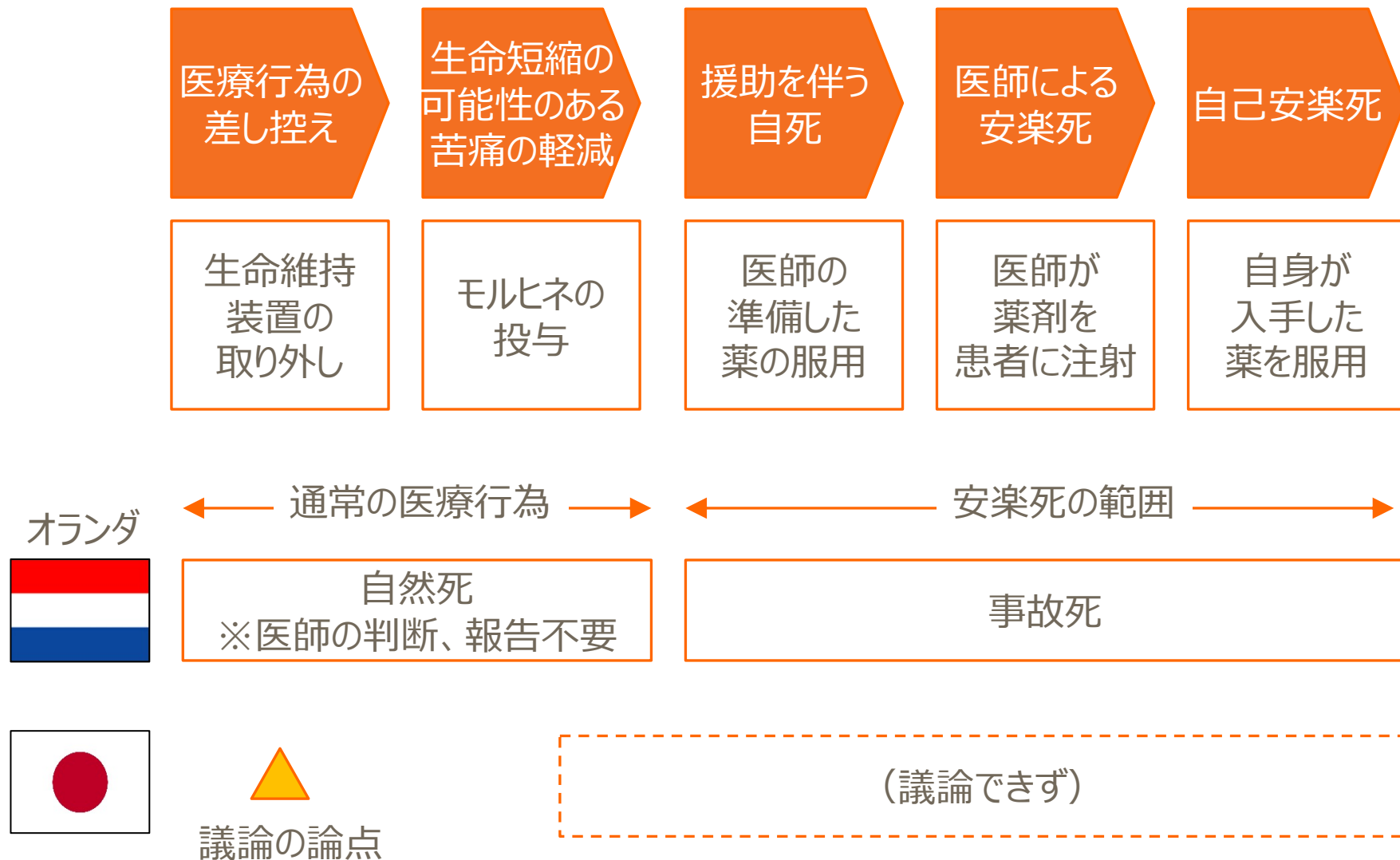


オランダ自発的な生命終了に関する協会



生前意思表示する品 -LivingWill・蘇生拒否バッチ

# 安楽死・尊厳死の定義



# オランダにおける尊厳死の典型例

終末期	75%がガン患者（ほぼ自宅療養）
延命治療	オランダで延命治療は原則行わない （日本は、理由がなければ延命治療する）
苦痛軽減	モルヒネ等の投与は生命を短くする可能性があるが オランダでは希望があれば行われている
尊厳死	大部分が自宅で家庭医*により実施される 最近では医者によらず、外国の薬を自分で処方するケースも有り →その場合でも医師は同席する

\* 家庭医・・・住民は必ず近隣に一人の家庭医を持つ。家庭医の紹介がないと大病院の保険は効かない

# オランダ安楽死のガイドライン

---

- 安楽死は患者の権利ではないし、医師の義務でもない

- 1 A voluntary and well-considered request :

医師は、患者による任意かつ熟慮された要請が存在したという確信を有していること。

- 2 Unbearable and hopeless suffering :

医師は、患者の絶望的かつ耐えがたい苦しみの存在について確信を有していること。

- 3 Informed about situation and prognosis :

医師は、患者に対して、その現状、および、その予後について十分な情報を提供したものであること。

- 4 No reasonable alternative :

医師は、他の合理的な解決策がないことについて、患者とともに確信を有していること。

- 5 Consultation of an independent physician :

医師は、少なくとも、ほかの一人の独立した医師と相談すること。後者は、患者に面会して、上記 1 から 4 に挙げた注意深さの要件について自己の判断を下したものであること。

- 6 State of the art care :

医師は、生命終結行為を医療的に注意深く実施したものであること。